

# 確認チェックリスト

令和5年4月現在

チェック	確認事項	担当窓口	場所・問合せ先	備考	
	用途地域、特定用途制限地域の確認	都市計画課	糸貫分庁舎 1階 058-323-7758	敷地規模1,000㎡以上 (旧岐阜都計区域を除く)	
	建ぺい率、容積率等の確認				
	建築基準法22条区域				
	白地地域の建築形態規制 (日影規制、道路斜線制限等)				
	建築基準法上の道路の種類				
	市の規則による開発承認				
	都市計画施設(道路、公園等)				
	都市計画法第53条の許可申請				
	土地区画整理事業				
	建築基準法に基づく災害危険区域の確認				上保地内(一部)
	景観法に基づく届出				延床500㎡以上、高さ10m以上
	屋外広告物の許可				詳細は第2面へ
	公拡法に基づく届出				
	公拡法に基づく申出				
	国土利用計画法の届出				
	農振農用地の確認	産業経済課	糸貫分庁舎 1階 058-323-7755	農振除外申出 受付…随時(前期受付 5月~9月、後期受付 10月~3月) 農地転用許可申請 締切日…毎月10日	
	農振除外申出				
	農地転用許可申請				
	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による産業導入地区の確認	建設課	糸貫分庁舎 1階 058-323-7757	根尾地域の官民境界は総務産業課(根尾分庁舎1階)	
	路線名・幅員確認(市道) 道路通行制限届出(市道)				
	官民境界、占用、自費工事、法定外公共物、用途廃止	林政課	根尾分庁舎 1階 0581-38-2514		
	森林伐採の届出				
	保安林、地域森林計画の確認	上下水道課	糸貫分庁舎 2階 058-323-7760		
	上下水道の埋設状況の確認				
	浄化槽設置に関する補助金申請				
	上下水道使用料、加入金	教育委員会 社会教育課	真正分庁舎 2階 058-323-7764	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認は工事計画の早期段階</li> <li>93条の届出は、工事の最低2ヶ月前までに</li> <li>農地の場合、試掘調査のための農地転用手続きが別途必要</li> </ul>	
	埋蔵文化財包蔵地の確認				
	指定文化財、文化的景観、登録文化財、伝統的建造物群の内外の確認				区域内の場合、別途現状変更許可申請が必要
	騒音規制法に係る特定施設設置届	生活環境課	真正分庁舎 1階 058-323-7751	岐阜県公害防止条例と併せて提出	
	振動規制法に係る特定施設設置届				
	洪水ハザードマップの確認	総務課	本庁舎 1階 0581-34-5020		

※このチェックリストは参考資料として作成したものです。建物の規模、用途によっては上記以外の手続きが必要となる場合があります。市役所以外の問い合わせ先については裏面を参照してください。

# 【参考】 関係機関 問い合わせ先リスト

【第2面】

チェック	確認事項	担当窓口	場所・問合せ先	備考
	都市計画法による開発許可	岐阜・西濃 建築事務所	西濃総合庁舎3階 0584-73-1111	敷地規模3,000㎡以上 (旧岐阜都計区域は1,000㎡以上)
	道路位置指定			
	建築工事届			
	福祉のまちづくり条例			
	省エネ法			
	建設リサイクル法			
	バリアフリー法			
	道路幅員、道路番号の確認(県道)	岐阜土木事務所 施設管理課	ふれあい会館第1棟8階 058-214-9602	
	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可			
	砂防指定地内行為許可			
	地すべり防止区域内行為許可			
	河川区域、河川保全区域			
	土砂災害(特別)警戒区域			
	保安林の確認	岐阜農林事務所 林業課	ふれあい会館第1棟8階 058-214-7406	
	資格得喪の通知(農地法第3条) 農地転用協議(農地法第4条・第5条)	本巣土地改良区 事務所	本巣市軽海725-1 (真正体育センター内) 058-324-5123	下記土地改良区内の農地を 転用、売買等する場合 ・真桑井水土地改良区 ・真桑方井水土地改良区 ・政田井水土地改良区
		席田井水土地 改良区	糸貫分庁舎2階 058-323-7766	下記土地改良区内の農地を 転用、売買等する場合 ・席田井水土地改良区
	岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく 建築物環境配慮計画書	岐阜地域環境室	ふれあい会館第2棟3階 058-272-1920	延床面積2,000㎡以上の建 築物の新築、増改築
	大気汚染防止法に係る施設設置届 (ばい煙・一般粉じん・特定粉じん)			
	水質汚濁防止法に係る特定施設設置届			
				岐阜県公害防止条例と併せ て提出

## 【公拡法(公有地の拡大の推進に関する法律)、国土利用計画法の詳細事項】

公拡法に基づく届出	届出時期…売買契約等有償譲渡契約締結前 届出要件…次の土地を有償譲渡する場合 ①都市計画施設(都市計画道路、都市計画公園等)の区域内に所在する200㎡以上の土地 ②都市計画区域内に所在する道路法、都市公園法、河川法によりその施設の区域として決定 又は指定された土地並びにこれらの土地に準すると政令で定められた土地 ③上記以外の都市計画区域内に所在する10,000㎡以上の土地 ※①～③ともに詳細は、公拡法第4条を参照
公拡法に基づく申出	申出時期…市に所有土地の買取りを希望するとき(任意) 申出要件…次の土地の買取りを市に希望する場合 ①都市計画区域内に所在する100㎡以上の土地 ※詳細は、公拡法第5条を参照
国土利用計画法の届出	届出時期…契約締結後2週間以内(契約締結日含む) 届出要件…所有権、地上権、賃借権、又はこれらの権利の取得を目的とする権利を、売買、 交換、営業譲渡などの契約により取得した場合で次の面積要件に該当する場合 ①都市計画区域内 5,000㎡以上 ②都市計画区域外 10,000㎡以上 ※詳細は、国土利用計画法第23条を参照

### お願い

土地造成工事の際に、公共用地に接面して擁壁等を設置する場合は、その用地を適切に保全し施工されますようお願いいたします。なお、水路などで地域が管理しているものがありますので、施工方法や工期について、事前に自治会へお示しのうえご確認いただきますようお願いいたします。